

ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会細則

第1条 この細則はごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会会則を補足するものであり、幹事会により決定する。

(定例会)

第2条 定期協議会及び技術研修会は年1回とする。その他必要な場合は幹事会で決定する。

(幹事会)

第3条 幹事会は定期協議会及び技術研修会の計画案、予算執行計画案、その他会運営に必要な事項を審議し、定期協議会で決定する。

(1) 幹事会は原則として年2回開催する。

(2) 開催時期は定期協議会前及び技術研修会前とする。

(専門委員会)

第4条 専門委員会はテーマを設定し、原則として年度内で調査等を終了し、技術研修会等で報告する。

(代表幹事)

第5条 代表幹事は幹事会を召集し、各種計画案等を作成し幹事会に提出し、幹事会で決定された事項について必要な業務を執行する。

(地区幹事)

第6条 幹事は各地区の各種計画及び予算案を作成し、幹事会で審議、決定後各地区の運営を掌握する。また執行後は幹事会に必要な書類を提出し報告する。

(事業)

第7条 事業は協議会会則に基づき運用を行うものとする。その他、5周年毎に行う調査事業及び事業報告書作成等や継続して行う事業は予算を定めて実施できる。

(調査費用)

第8条 専門委員会の調査費用等幹事会で必要と認められた経費については会で負担することができる。

(委 任 状)

第9条 定期協議会に出席できない会員は議長への委任状をもって出席にかえることができる。

(そ の 他)

第10条 その他会運営に必要な旅費規程や講師謝礼等必要な事項を定めることができる。